公益信託佐野正一記念教育振興基金第三十三期決算公告

一、事業概要

信託行為第六条に規定する事業については、奨学生四名に対し、四〇万円の奨学金を、会津高等学校に対し、八〇万円の図書購入資金を、総額一二〇万円の給付を行った。

二、財産目録（平成二十七年三月三十一日現在）

資産合計	二八、二六六、二七八円
負債合計	〇円
正味信託財産	二八、二六六、二七八円

平成二十七年八月七日

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

公益信託佐野正一記念教育振興基金

代表受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託エスペック地球環境研究・技術基金第十七期決算公告

一、事業概要

信託行為第六条に掲げる事業については、計十三件総額六五〇万円の助成金を給付した。

二、財産目録（平成二十七年三月三十一日現在）

資産合計	三四、四〇四、九九五円
負債合計	〇円
正味信託財産	三四、四〇四、九九五円

平成二十七年八月七日

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

公益信託エスペック地球環境研究・技術基金

代表受託者　みずほ信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県田村市船引町文珠字竹之内一七七番地、最後の住所福島県田村市船引町文珠字竹之内一七七番地　被相続人　亡　渡邉　昭一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月七日

福島県郡山市菜根一丁目一七番一〇号

相続財産管理人　久保木孝一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市稲荷町一番地六、最後の住所群馬県桐生市本町五丁目三七〇番地の一シーズガーデン桐生本町一三〇一号室

被相続人　亡　石川　健二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月七日

群馬県みどり市笠懸町阿左美一八八九番地

一　藤巻アパートE号室

相続財産管理人　司法書士　笛木　大哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市北代田町二五四番地、最後の住所群馬県前橋市上細井町二〇〇〇番地二

被相続人　亡　飯島　和美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月七日

群馬県前橋市昭和町三丁目一二番一一号

相続財産管理人　弁護士　市場　和政

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市富田町八八四番地一、最後の住所群馬県前橋市荒子町一五〇九番地二

被相続人　亡　霜觸　裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月七日

群馬県前橋市川原町一丁目五七番地三　風の詩法律事務所

相続財産管理人　弁護士　川住　岳央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道枝幸郡浜頓別町字頓別原野一五線南八番地、最後の住所埼玉県入間郡三芳町みよし台二番地　サンライトマンションB―七一〇号

被相続人　亡　清野　勲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月七日

埼玉県川越市元町二丁目四番地一一　弁護士法人川越法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山元　勇気

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月七日

群馬県前橋市昭和町三丁目一二番一一号

相続財産管理人　弁護士　市場　和政

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市富田町八八四番地一、最後の住所群馬県前橋市荒子町一五〇九番地二

被相続人　亡　霜觸　裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月七日

群馬県前橋市川原町一丁目五七番地三　風の詩法律事務所

相続財産管理人　弁護士　川住　岳央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道枝幸郡浜頓別町字頓別原野一五線南八番地、最後の住所埼玉県入間郡三芳町みよし台二番地　サンライトマンションB―七一〇号

被相続人　亡　清野　勲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月七日

埼玉県川越市元町二丁目四番地一一　弁護士法人川越法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山元　勇気

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県高座郡藤澤町鵠沼三二九四番地、最後の住所神奈川県高座郡藤沢町鵠沼三二九四番地　被相続人　亡　近藤喜右衛門

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月七日

横浜市中区尾上町二丁目二七番　大洋建設関内ビル五階、選任時の住所横浜市中区本町二―一〇　横浜大栄ビル六階

相続財産管理人　弁護士　早川　和孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市千種区御棚町二丁目一四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　吉川　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月七日

愛知県春日井市大和通一丁目七〇番地一大和ビル三階

相続財産管理人　弁護士　藤川　誠二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県気仙沼市太田二丁目一七二番地、最後の住所宮城県気仙沼市最知南最知一六七番地二　被相続人　亡　菅原　正江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月七日

三重県四日市市安島二丁目一〇番一六号　ミッドビルディング四日市二階

相続財産管理人　弁護士　小山　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市右京区鳴滝音戸山町一〇番地一三八、最後の住所京都市右京区鳴滝音戸山町一〇番地の一三八　被相続人　亡　上坂佳代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月七日

京都市右京区西院小米町二番地三パラドール四条通ミーツウエスト一一〇二号

相続財産管理人　司法書士　大西　知輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府池田市畑三丁目一四六四番地、最後の住所大阪市淀川区宮原一丁目一九番二三―一一二六号　被相続人　亡　中島　信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月七日

大阪市北区西天満四丁目二番二号ＯＤＩ法律ビル三〇一号

相続財産管理人　弁護士　小林　あや

第15期決算公告

平成27年6月24日　さいたま市大宮区仲町三丁目13番地1

株式会社メディカル情報サービス

代表取締役社長　児玉　昌己

貸借対照表の要旨　（平成27年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	336,194	流動負債	117,580
固定資産	49,555	賞与引当金	62,016
		固定負債	56,370
		退職給付引当金	56,370
		株主資本	211,799
		資本金	69,000
		資本剰余金	1,857
		資本準備金	1,779
		その他資本剰余金	78
		利益剰余金	140,942
		利益準備金	4,200
		その他利益剰余金	136,742
		（うち当期純利益）	（8,453）
資産合計	385,749	負債・純資産合計	385,749